

平成 27 年 6 月 30 日  
第 201 回都市計画審議会

## 生産緑地地区の都市計画変更の原案について

区は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）に基づき、計画的に保全する必要のある農地等を、生産緑地地区として都市計画決定している。

生産緑地制度を有効に活用した農地の保全および拡充を進めるため、毎年度新たに指定を希望するものを募り、追加の都市計画変更を行っている。併せて、買取りの申し出により建築等の行為制限が解除された生産緑地地区および公共施設用地として取得された生産緑地地区については、削除の都市計画変更を行っている。

平成 27 年度生産緑地地区の都市計画変更の原案を別紙のとおり作成し、都市計画変更の手続きを進めていく。

### 1 生産緑地制度の概要

#### (1) 指定要件

- ア 現に農業の用に供されている農地等である。
- イ 良好な生活環境確保の機能を有し、かつ公共施設等の用地として適している。
- ウ 面積が一団で 500 m<sup>2</sup>以上の農地等である。
- エ 農業の継続が可能である。

#### (2) 特徴

- ア 生産緑地地区に指定されてから 30 年間、営農しなければならない。ただし、農業に従事する者の死亡または故障により、区に買取りの申し出ができる。
- イ 生産緑地地区内では、住宅等の建築行為等ができない。
- ウ 固定資産税および都市計画税の減免が受けられる。
- エ 農業に従事する者の死亡により相続が発生し、引き続き生産緑地地区として営農する場合、相続税の納税猶予が受けられる。

## 2 都市計画変更原案の概要

生産緑地地区面積 187.11ha 664件 (変更前 189.40ha 668件)

削除	3.992 ha	25 件
----	----------	------

(平成26年1月から12月までの買取りの申し出により行為制限が解除となった地区、公共施設用地に転用された地区および土地区画整理事業に伴い区域等に変更のあった地区)

- |              |          |      |
|--------------|----------|------|
| ・ 行為制限の解除    | 2.427 ha | 15 件 |
| ・ 公共施設転用     | 1.194 ha | 7 件  |
| ・ 仮換地指定に伴う変更 | 0.371 ha | 3 件  |

追加	1.626 ha	17 件
----	----------	------

(平成27年1月までに農業委員会に追加指定の申し出があり、平成27年3月までに練馬区に追加指定の申請のあった地区および土地区画整理事業に伴い区域等に変更のあった地区)

- |                    |          |      |
|--------------------|----------|------|
| ・ 既存の生産緑地地区に隣接するもの | 1.015 ha | 11 件 |
| ・ 新たに定めるもの         | 0.346 ha | 4 件  |
| ・ 仮換地指定に伴う変更       | 0.265 ha | 2 件  |

## 3 今後の予定

平成27年 6月30日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
7月1日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～22日	
8月	都市計画原案に係る公聴会(公述の申出があった場合) 東京都知事協議手続
9月中旬	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
～下旬	
10月下旬	練馬区都市計画審議会付議
11月中旬	都市計画変更・告示

※ 都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付については、区報7月1日号に掲載するとともに、区ホームページで周知する。

#### 4 添付資料

都市計画の原案の理由書	P 4
生産緑地地区の変更計画書	P 5～9
生産緑地地区の総括図	P 11
生産緑地地区変更箇所一覧表	P 13
生産緑地地区計画図	P 14～33
生産緑地法に関する参考資料	P 34

# 都市計画の原案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画生産緑地地区

## 2 理由

練馬区では、みどりの風吹くまちビジョンにおいて、都市農業の振興と都市農地の保全に取り組むことを掲げており、区内の農地は、農産物の供給や環境保全の役割を担うだけでなく、防災や教育等の多面的機能を有する社会資本であると位置づけている。また、練馬区都市計画マスタープランにおいても、練馬の特色である農地を残していくため、生産緑地を保全し、拡充を検討していくこととしている。

また、練馬区は、平成3年の生産緑地法の一部改正を受け、平成4年に区内の農地（約242ha）を生産緑地地区に指定した後、都市における農地等の計画的・永続的な保全を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成12年に「練馬区生産緑地地区指定要綱」を制定し、積極的に生産緑地地区の追加指定を行ってきている。

今回、市街化区域内において適正に管理されている農地等17件を、良好な都市環境の形成に資するものとして、生産緑地地区に追加指定する。また、生産緑地法に基づく買取りの申し出による行為制限の解除等のあった25件の削除を行う。

これにより生産緑地地区の面積を187.11haとする都市計画変更をしようとするものである。



東京都市計画生産緑地地区の変更（練馬区決定）（原案）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類および面積

種 類	面 積
生産緑地地区	187.11ha

第2 削除のみを行う位置および区域

名 称		位 置	削除面積	備 考
番 号	地 区 名			
3	豊 玉 中	練馬区 豊玉中四丁目地内	約 2,950 m <sup>2</sup>	地区の一部
19	中 村 南	練馬区 中村南二丁目地内	1,460	地区の全部
97	春 日 町	練馬区 春日町四丁目地内	510	地区の全部
229	土 支 田	練馬区 土支田二丁目地内	2,950	地区の一部
277	南 田 中	練馬区 南田中五丁目地内	1,470	地区の全部
408	下 石 神 井	練馬区 下石神井三丁目地内	2,620	地区の全部
440	東 大 泉	練馬区 東大泉七丁目地内	2,000	地区の一部
496	西 大 泉	練馬区 西大泉五丁目地内	1,970	地区の一部
535	南 大 泉	練馬区 南大泉三丁目地内	1,970	地区の一部
588	大 泉 町	練馬区 大泉町二丁目地内	500	地区の一部
598	大 泉 町	練馬区 大泉町二丁目地内	1,170	地区の一部
629	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	1,270	地区の全部
630	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	1,610	地区の全部
632	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	200	地区の一部
642	大泉学園町	練馬区 大泉学園町三丁目地内	1,050	地区の一部
658	大泉学園町	練馬区 大泉学園町四丁目地内	720	地区の全部
660	大泉学園町	練馬区 大泉学園町四丁目地内	2,060	地区の一部
663	大泉学園町	練馬区 大泉学園町四丁目地内	1,090	地区の一部
665	大泉学園町	練馬区 大泉学園町四丁目地内	3,400	地区の一部

679	大泉学園町	練馬区 大泉学園町五丁目地内	1,230	地区の一部
707	大泉学園町	練馬区 大泉学園町八丁目地内	2,970	地区の全部
807	田 柄	練馬区 田柄一丁目地内	2,370	地区の全部
819	石神井町	練馬区 石神井町五丁目地内	720	地区の全部
842	大 泉 町	練馬区 大泉町二丁目地内	830	地区の全部
843	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	830	地区の一部
計	25 件		約 39,920 m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

公共施設等の用地または買取り申出にともなう行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部または全部を廃止する。

土地区画整理事業の実施により仮換地を行い、生産緑地地区の位置、区域および面積に変更が生じたため。

第3 追加のみを行う位置および区域

名 称		位 置	追加面積	備 考
番 号	地 区 名			
101	春 日 町	練馬区 春日町五丁目地内	約 30 m <sup>2</sup>	地区の一部
178	田 柄	練馬区 田柄二丁目地内	0	地区の一部
179	田 柄	練馬区 田柄二丁目地内	350	地区の一部
226	土 支 田	練馬区 土支田二丁目地内	300	地区の一部
312	谷 原	練馬区 谷原五丁目地内	80	地区の一部
420	下 石 神 井	練馬区 下石神井六丁目地内	1,260	地区の一部
432	東 大 泉	練馬区 東大泉六丁目地内	2,540	地区の一部
461	西 大 泉	練馬区 西大泉二丁目地内	2,760	地区の一部
464	西 大 泉	練馬区 西大泉二丁目地内	530	地区の一部
629	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	2,650	地区の全部
635	大泉学園町	練馬区 大泉学園町二丁目地内	410	地区の一部
660	大泉学園町	練馬区 大泉学園町四丁目地内	1,860	地区の一部
665	大泉学園町	練馬区 大泉学園町四丁目地内	30	地区の一部
871	貫 井	練馬区 貫井四丁目地内	890	地区の全部
872	土 支 田	練馬区 土支田一丁目地内	820	地区の全部
873	西 大 泉	練馬区 西大泉三丁目地内	520	地区の全部
874	平 和 台	練馬区 平和台一丁目地内	1,230	地区の全部
計	17 件		約 16,260 m <sup>2</sup>	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定する。

※追加面積が10m<sup>2</sup>に満たない区域は0 m<sup>2</sup>の追加とする。

# 新旧対照表

番号	変更前	位置	変更内訳		変更後	摘要
	面積		削除	追加	面積	
3	約 4,590 m <sup>2</sup>	豊玉中四丁目地内	約 2,950 m <sup>2</sup>	約 m <sup>2</sup>	約 1,640 m <sup>2</sup>	一部削除
19	1,460	中村南二丁目地内	1,460		0	全部削除
97	510	春日町四丁目地内	510		0	全部削除
101	8,610	春日町五丁目地内		30	8,640	一部追加
178	6,740	田柄二丁目地内		0	6,740	土地区画整理事業に伴う変更
179	4,890	田柄二丁目地内		350	5,240	一部追加
226	1,240	土支田二丁目地内		300	1,540	一部追加
229	5,400	土支田二丁目地内	2,950		1,670	一部削除、140m <sup>2</sup> 精査減 No.876に640m <sup>2</sup> 分割
277	1,470	南田中五丁目地内	1,470		0	全部削除
312	5,990	谷原五丁目地内		80	6,070	一部追加
408	2,620	下石神井三丁目地内	2,620		0	全部削除
420	1,320	下石神井六丁目地内		1,260	2,580	一部追加
432	5,230	東大泉六丁目地内		2,540	7,770	一部追加
433	2,050	東大泉六丁目地内			2,080	精査増 30m <sup>2</sup>
440	4,000	東大泉七丁目地内	2,000		2,000	一部削除
461	8,780	西大泉二丁目地内		2,760	11,500	一部追加 精査減40m <sup>2</sup>
464	19,190	西大泉二丁目地内		530	19,720	一部追加
496	8,220	西大泉五丁目地内	1,970		6,250	一部削除
535	7,210	南大泉三丁目地内	1,970		5,240	一部削除
588	5,570	大泉町二丁目地内	500		5,070	一部削除
598	3,270	大泉町二丁目地内	1,170		1,970	一部削除、750m <sup>2</sup> 精査増 No.875に880m <sup>2</sup> 分割
629	1,270	大泉学園町二丁目地内	1,270	2,650	2,650	土地区画整理事業に伴う変更
630	1,610	大泉学園町二丁目地内	1,610		0	土地区画整理事業に伴う変更
632	7,760	大泉学園町二丁目地内	200		7,560	一部削除
635	2,820	大泉学園町二丁目地内		410	3,230	一部追加
642	4,710	大泉学園町三丁目地内	1,050		3,660	一部削除
658	720	大泉学園町四丁目地内	720		0	全部削除
660	4,830	大泉学園町四丁目地内	2,060	1,860	4,630	一部追加 一部削除
663	1,500	大泉学園町四丁目地内	1,090		600	一部削除 精査増190m <sup>2</sup>

番号	変更前	位置	変更内訳		変更後	摘要
	面積		削除	追加	面積	
665	3,870	大泉学園町四丁目地内	3,400	30	500	一部追加 一部削除
679	2,750	大泉学園町五丁目地内	1,230		1,520	一部削除
707	2,970	大泉学園町八丁目地内	2,970		0	全部削除
807	2,370	田柄一丁目地内	2,370		0	全部削除
819	720	石神井町五丁目地内	720		0	全部削除
842	830	大泉町二丁目地内	830		0	全部削除
843	1,910	大泉学園町二丁目地内	830		1,080	士地区画整理事業 に伴う変更
869	1,080	高野台四丁目地内			1,100	精査増 20㎡
871	0	貫井四丁目地内		890	890	全部追加
872	0	土支田一丁目地内		820	820	全部追加
873	0	西大泉三丁目地内		520	520	全部追加
874	0	平和台一丁目地内		1,230	1,230	全部追加
875	0	大泉町二丁目地内			880	No. 598から880㎡分割
876	0	土支田二丁目地内			640	No. 229から640㎡分割
計	150,080 ㎡		39,920 ㎡	16,260 ㎡	127,230 ㎡	
変更 のない 地区	計 631 件				計 631 件	みなし 7,340 ㎡
	計 1,743,880 ㎡				計 1,743,880 ㎡	
計	668 件 1,893,960 ㎡				664 件 1,871,110 ㎡	精査増 810 ㎡ → 187.11 ha

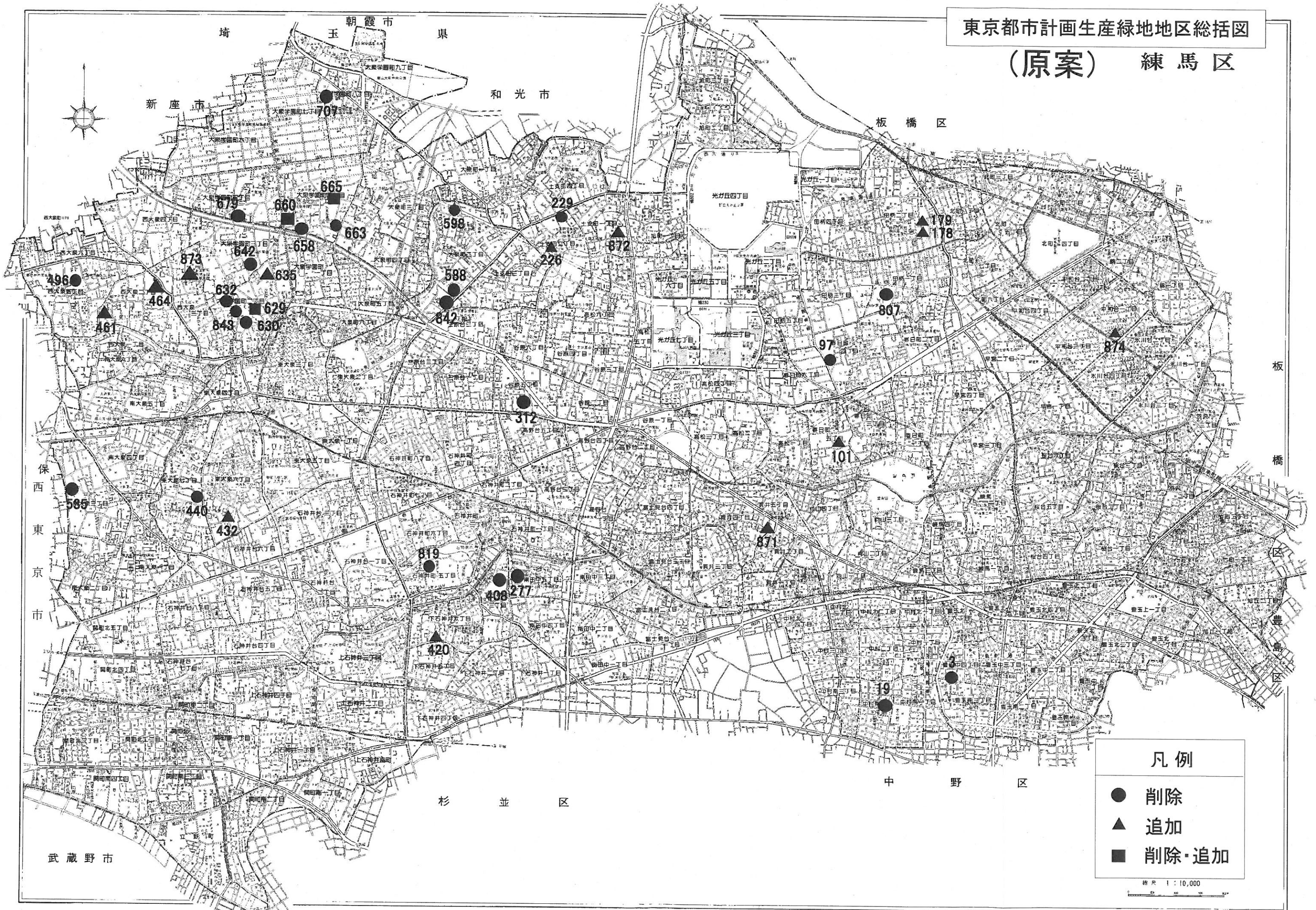
変更概要

種類	変更事項
生産緑地地区	1 位置の変更 (新旧対照表のとおり)
	2 区域の変更 (計画図のとおり)
	3 面積の変更 668件 → 664件 約189.40ha → 約187.11ha



東京都市計画生産緑地地区総括図

(原案) 練馬区



凡例

- 削除
- ▲ 追加
- 削除・追加

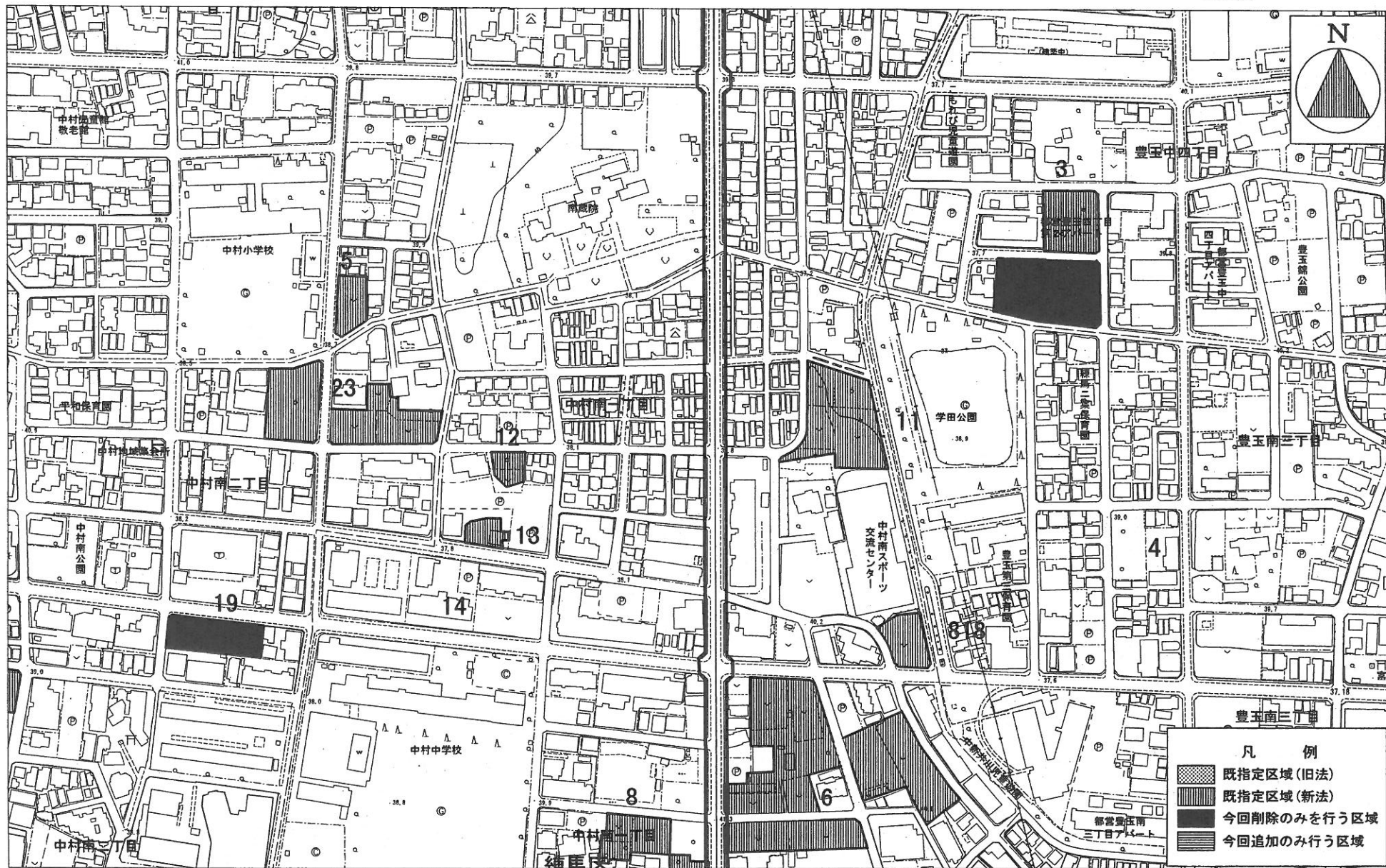
縮尺 1:10,000

生産緑地地区計画図 変更箇所一覧表

地区番号	図面番号
3	1/20
19	1/20
97	2/20
101	3/20
178	4/20
179	4/20
226	5/20
229	5/20
277	6/20
312	7/20
408	6/20
420	8/20
432	9/20
440	9/20
461	10/20
464	10/20
496	10/20
535	11/20
588	12/20
598	13/20
629	14/20
630	14/20
632	14/20
635	14/20
642	14/20
658	15/20

地区番号	図面番号
660	15/20
663	16/20
665	16/20
679	15/20
707	17/20
807	2/20
819	18/20
842	12/20
843	14/20
871	19/20
872	5/20
873	14/20
874	20/20





この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

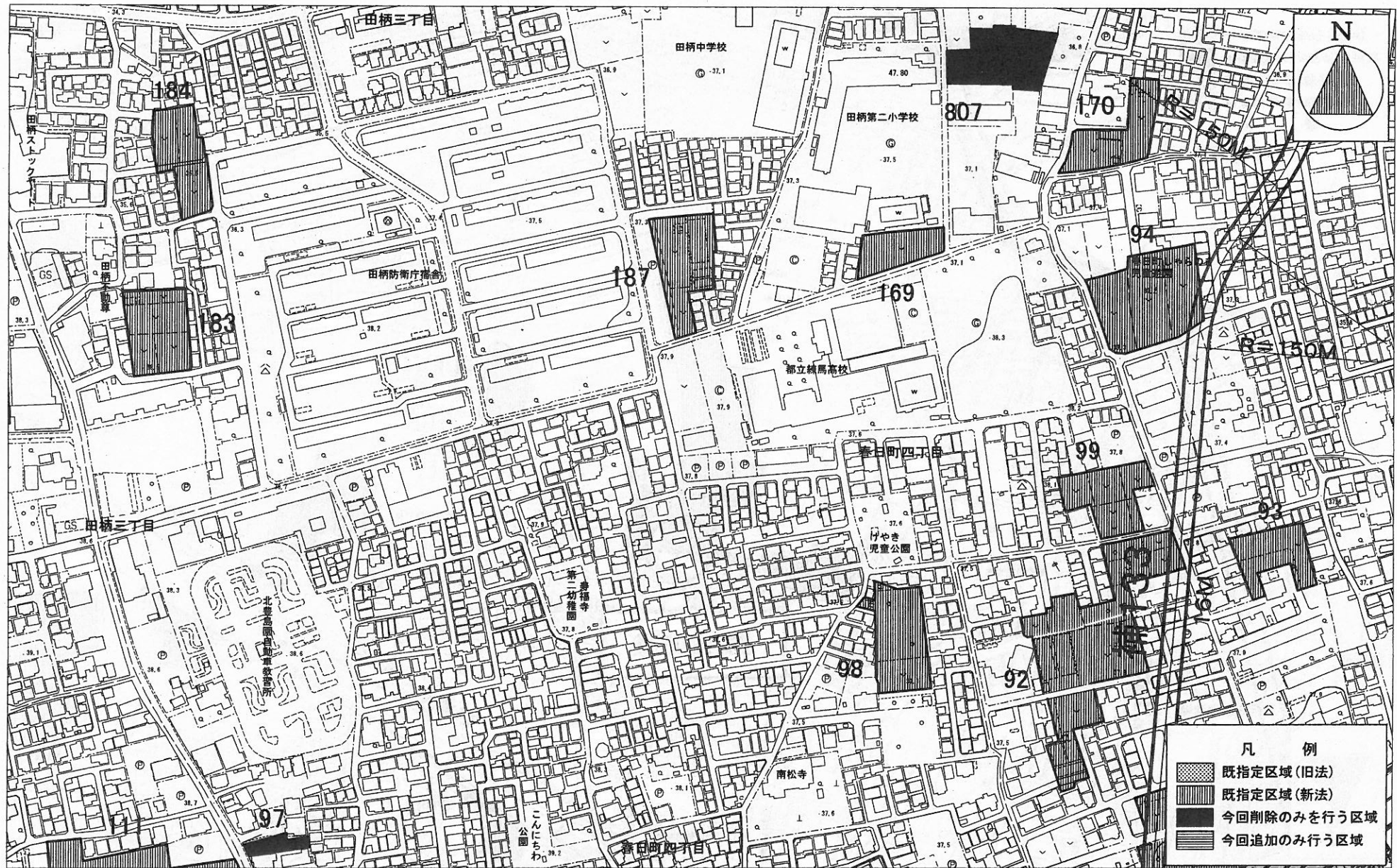
0m 50m 100m



東京都都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定) 原案

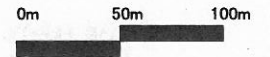
図面番号  
練馬区 2/20

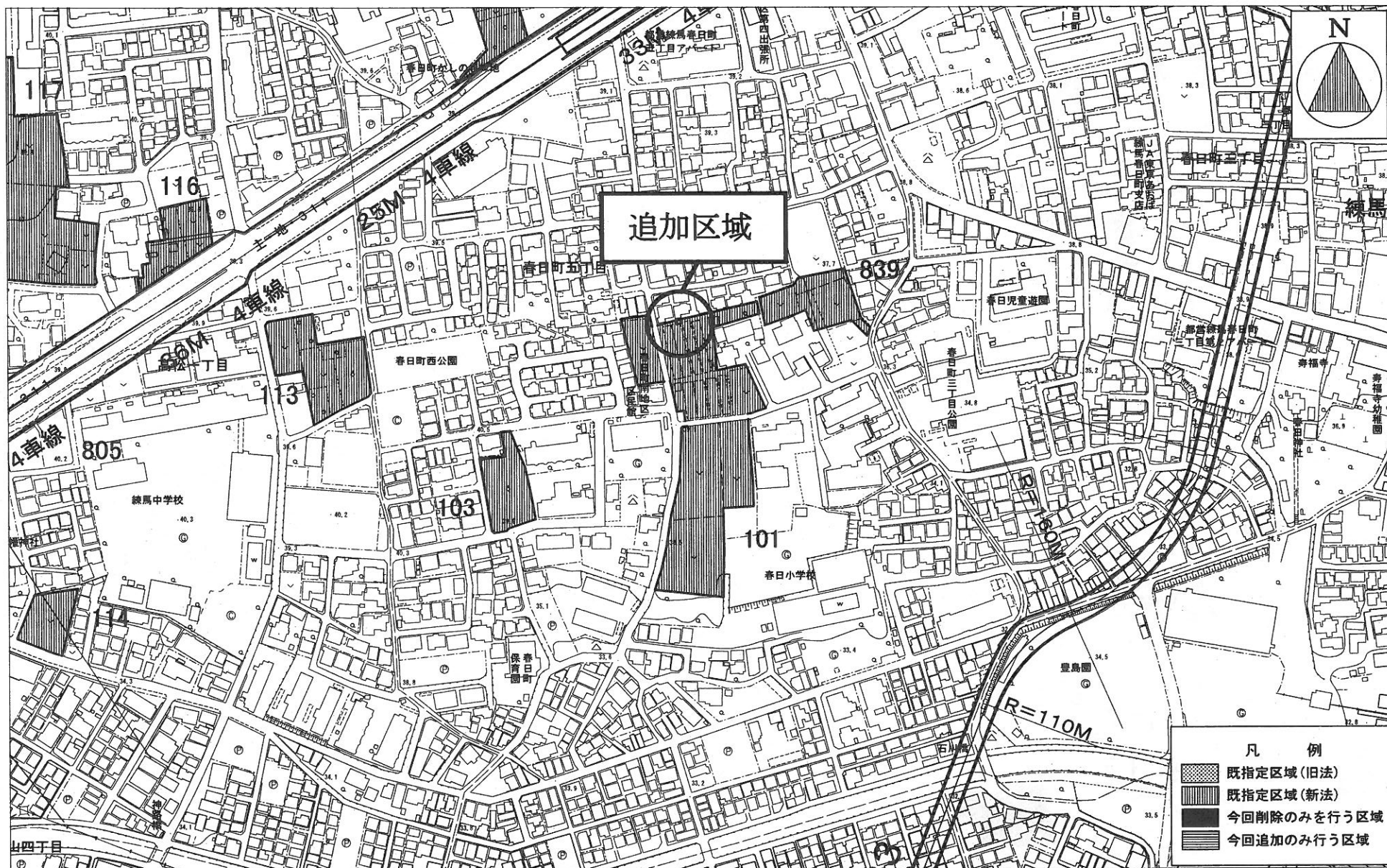
地形図番号  
KD854  
KD952



15

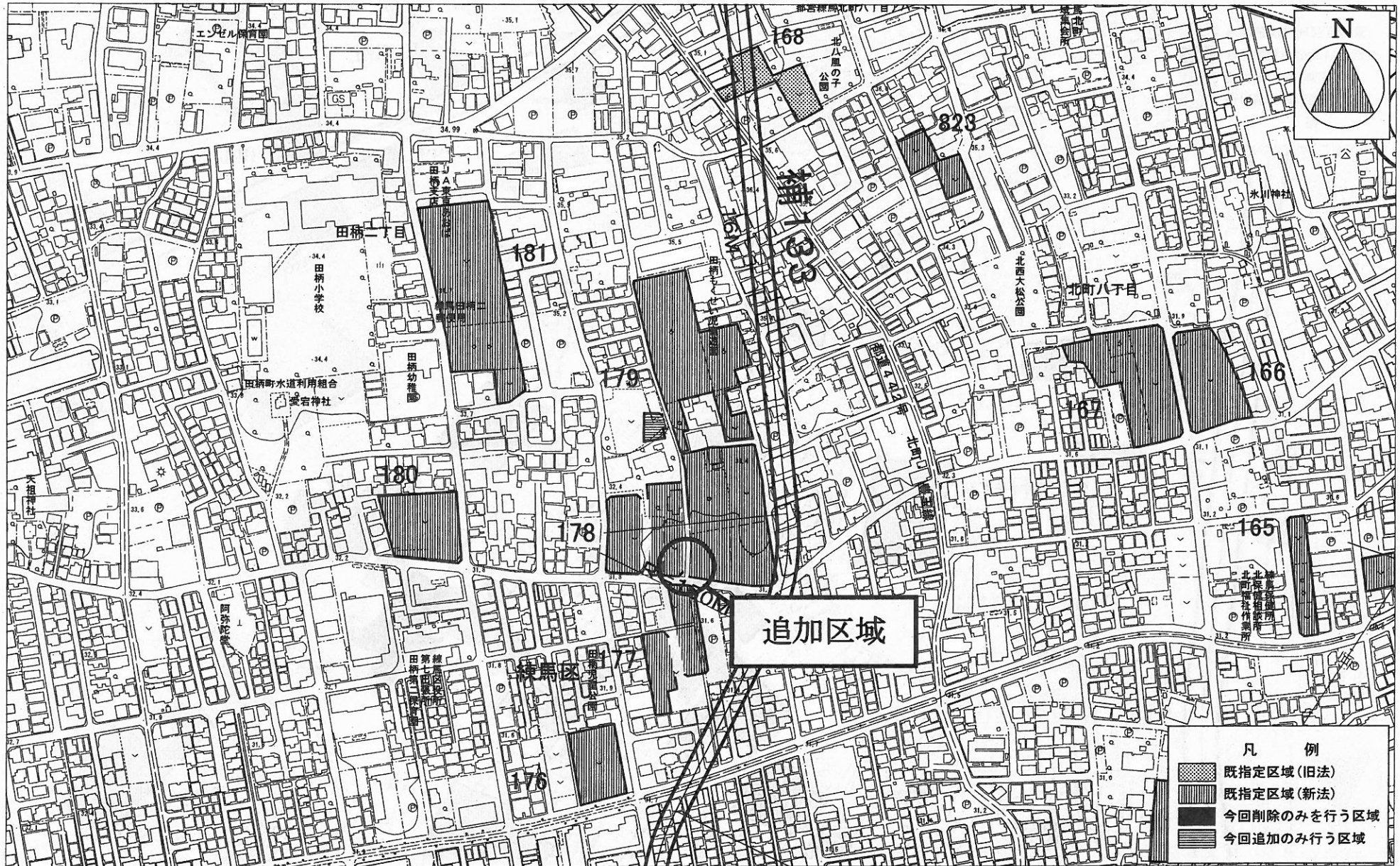
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)



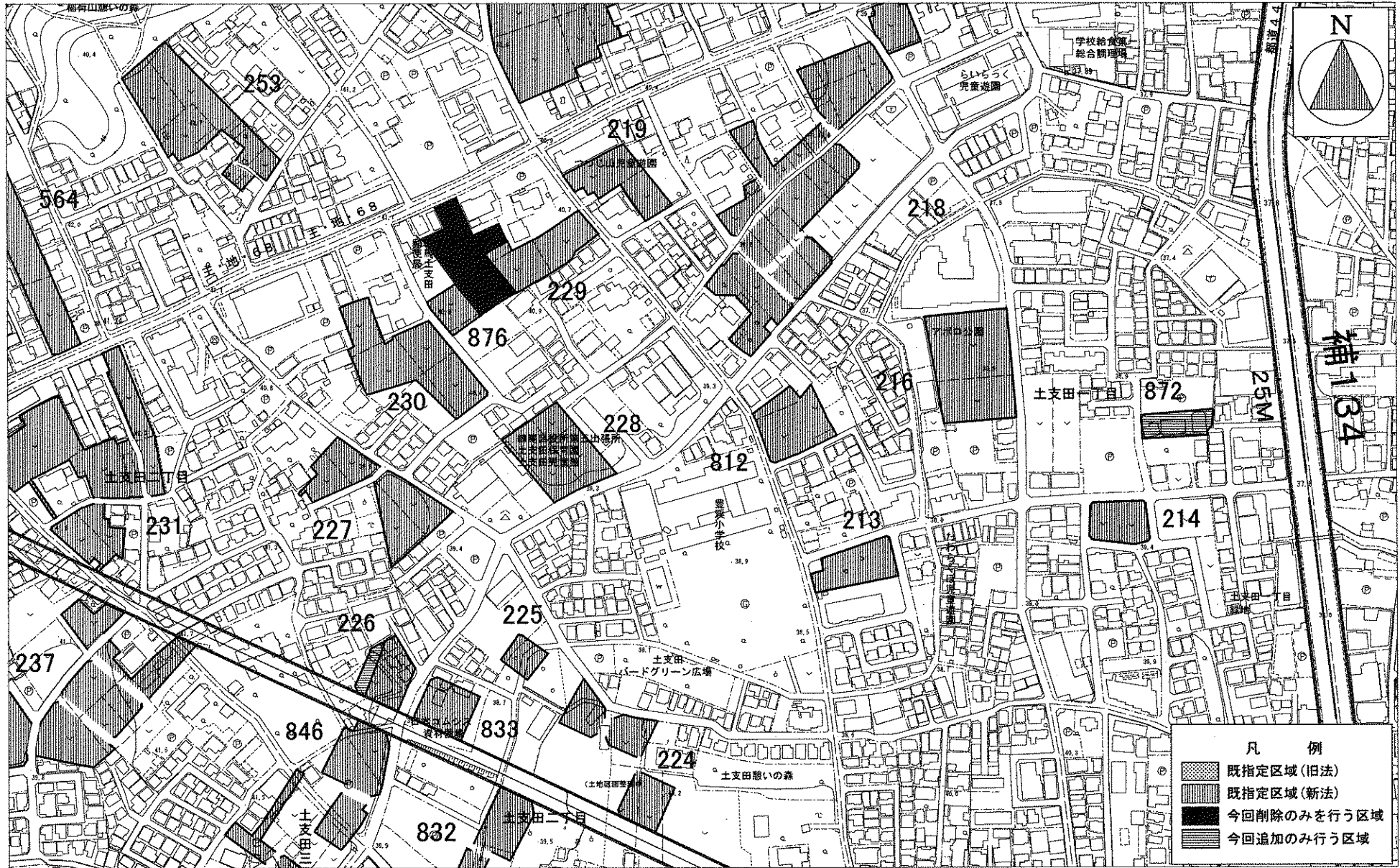


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)





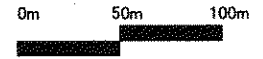
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基文第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)



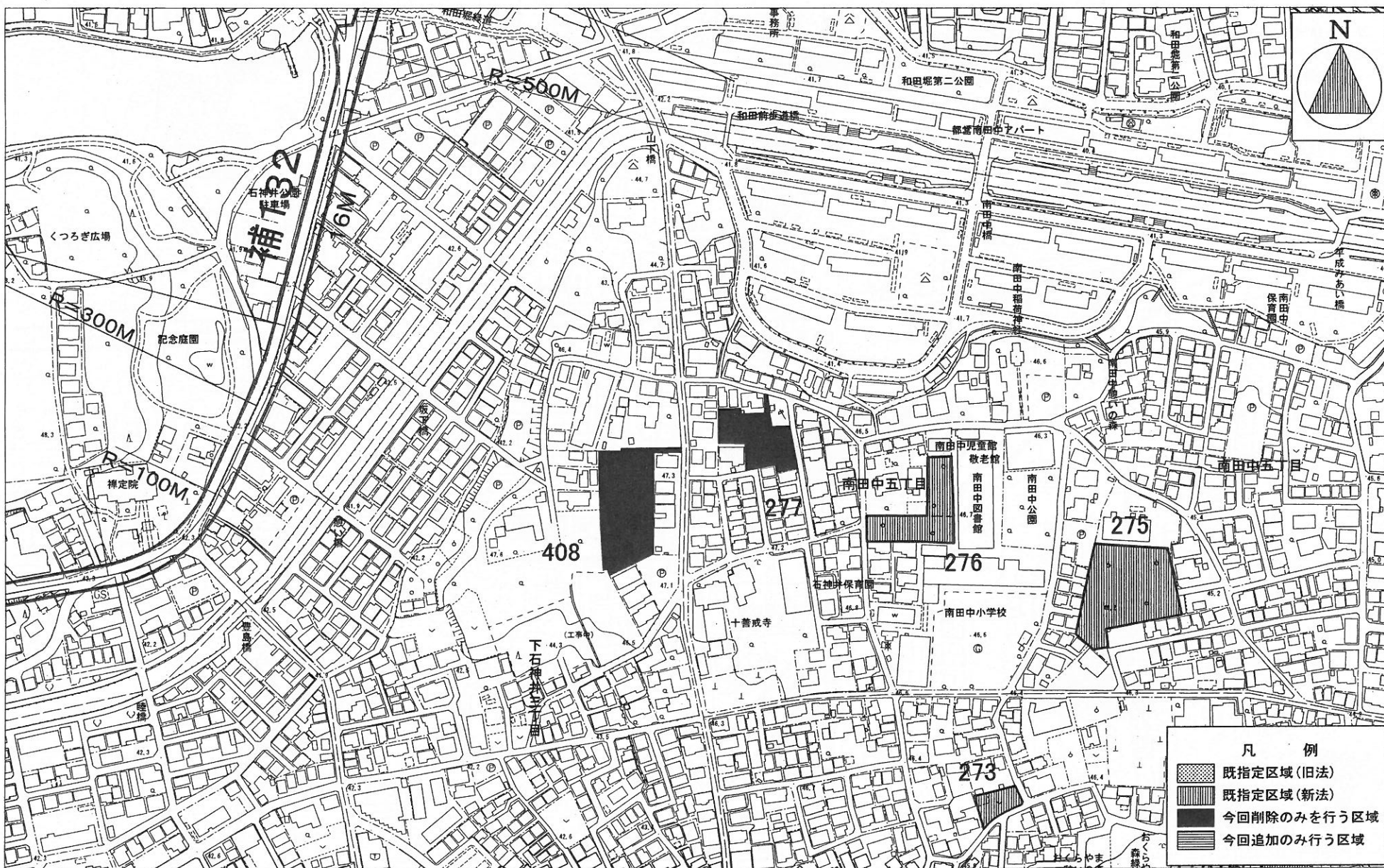
凡 例

	既指定区域(旧法)
	既指定区域(新法)
	今回削除のみを行う区域
	今回追加のみを行う区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基文第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)







19

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基文第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

0m 50m 100m

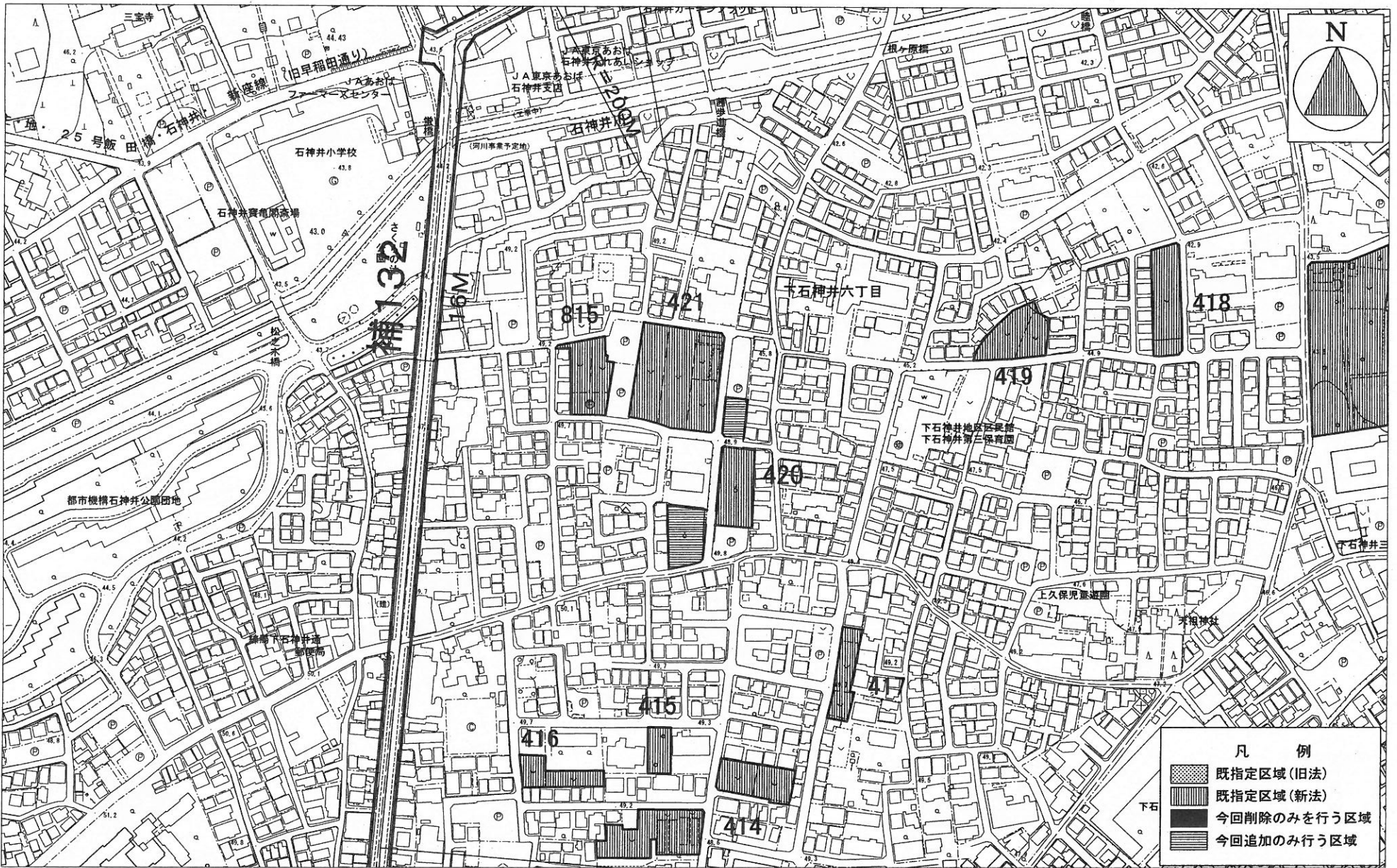


20

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

0m 50m 100m





21

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基文第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

0m 50m 100m

東京都都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定) 原案

図面番号  
練馬区 9/20

地形図番号  
KD941  
KD943



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

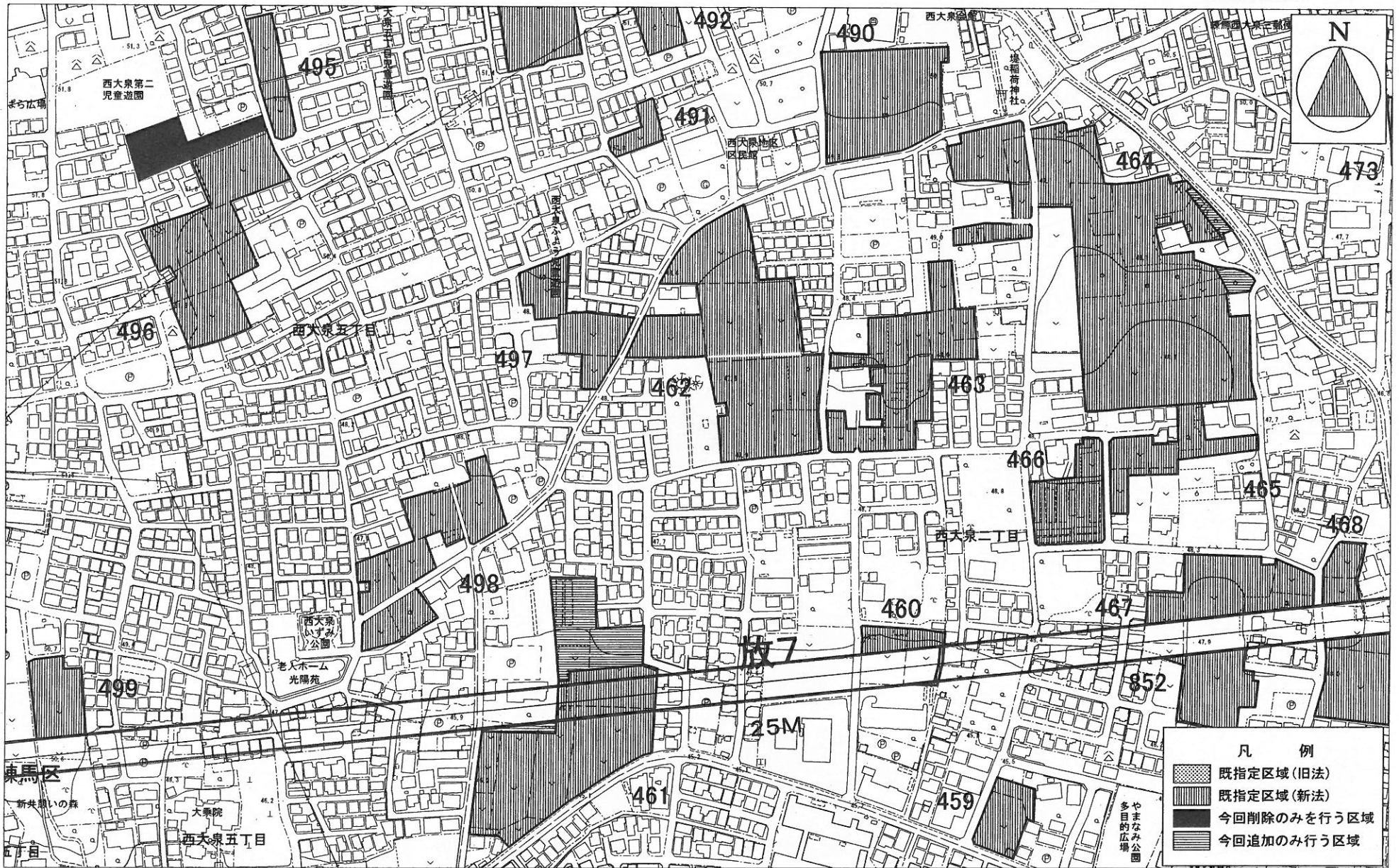
0m 50m 100m



東京都都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定) 原案

図面番号  
練馬区 10/20

地形図番号  
KD834 KD843  
KD932 KD941

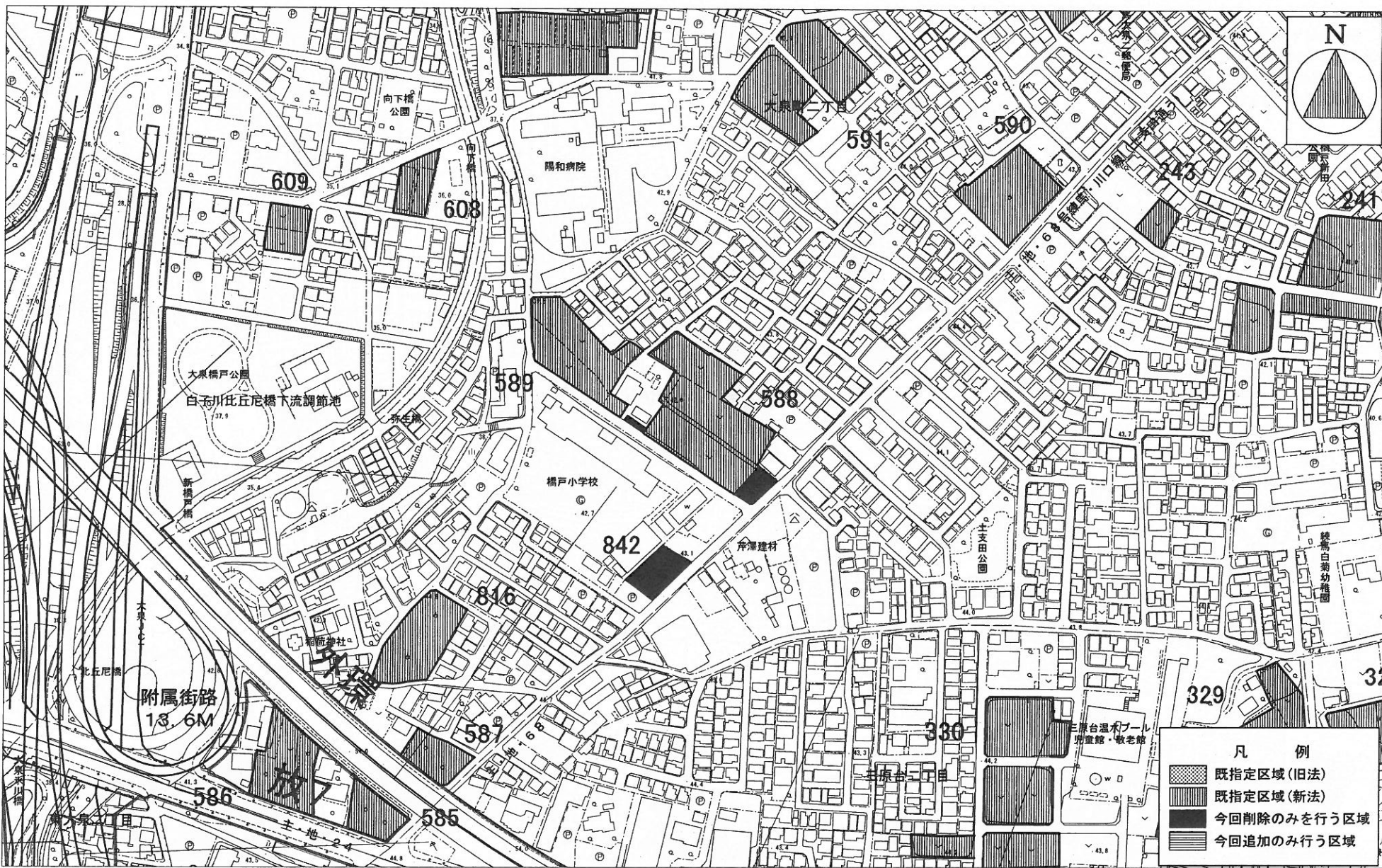


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)





25

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

0m 50m 100m

東京都都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定) 原案

図面番号 地形図番号  
練馬区 13/20 KD844



26

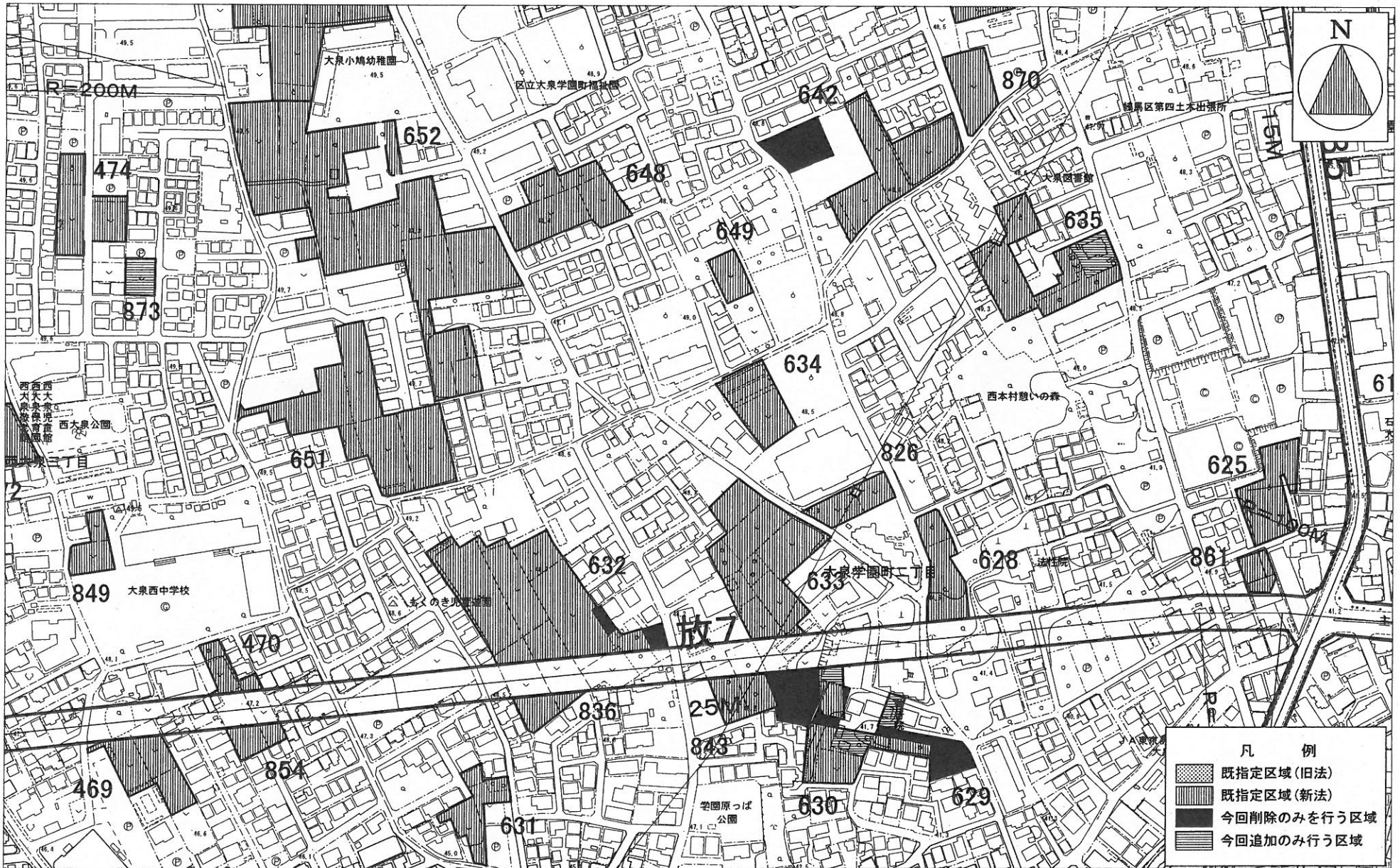
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

0m 50m 100m



東京都都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定) **原案**

図面番号 地形図番号  
練馬区 14/20 KD843  
KD941



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
(承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)



東京都都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定) 原案

図面番号 地形図番号  
練馬区 15/20 KD843

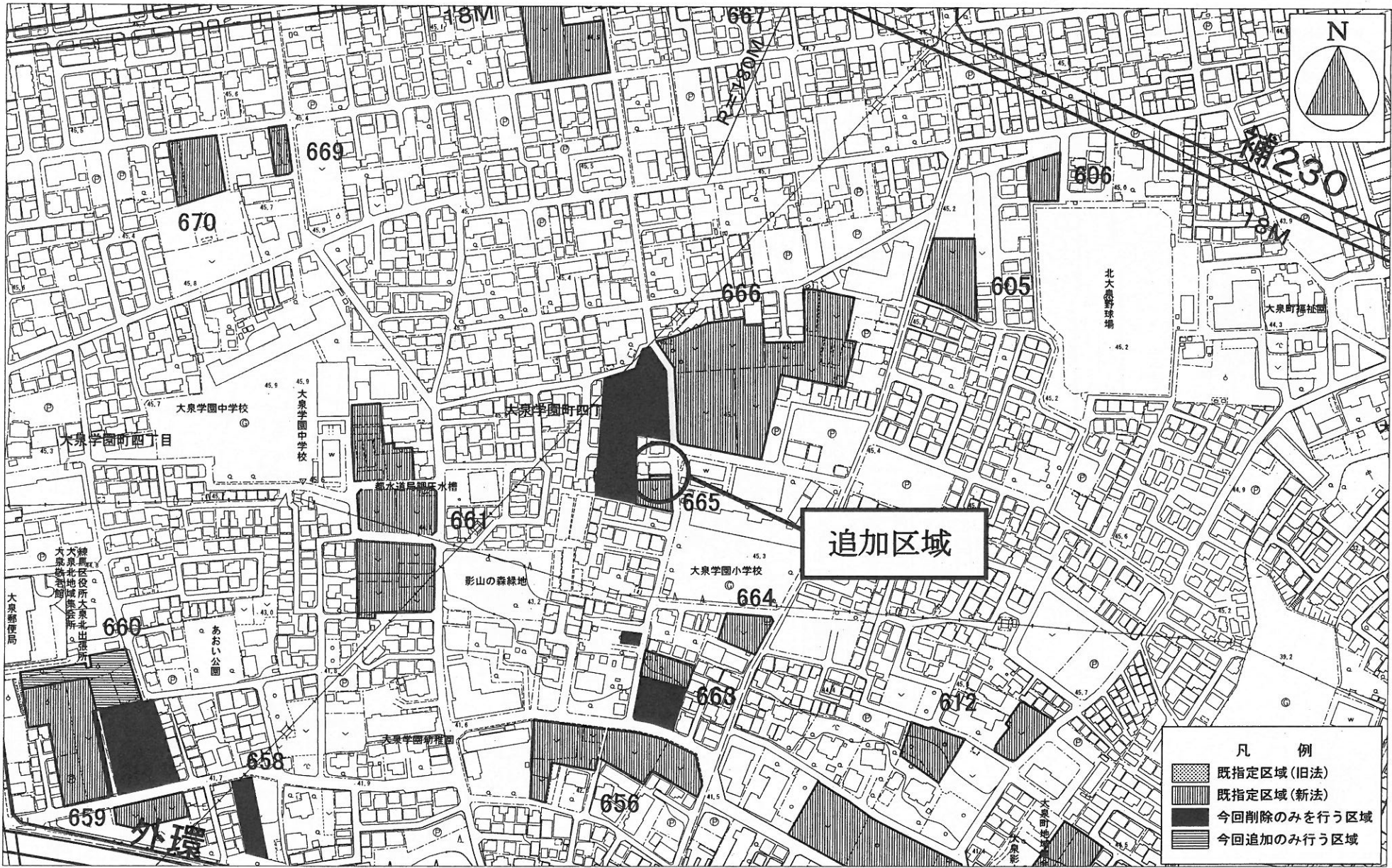


28

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基文第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

0m 50m 100m





この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)



東京都都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定) 原案

図面番号  
練馬区 17/20

地形図番号  
KD841 KD842



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。

ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。

(承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日

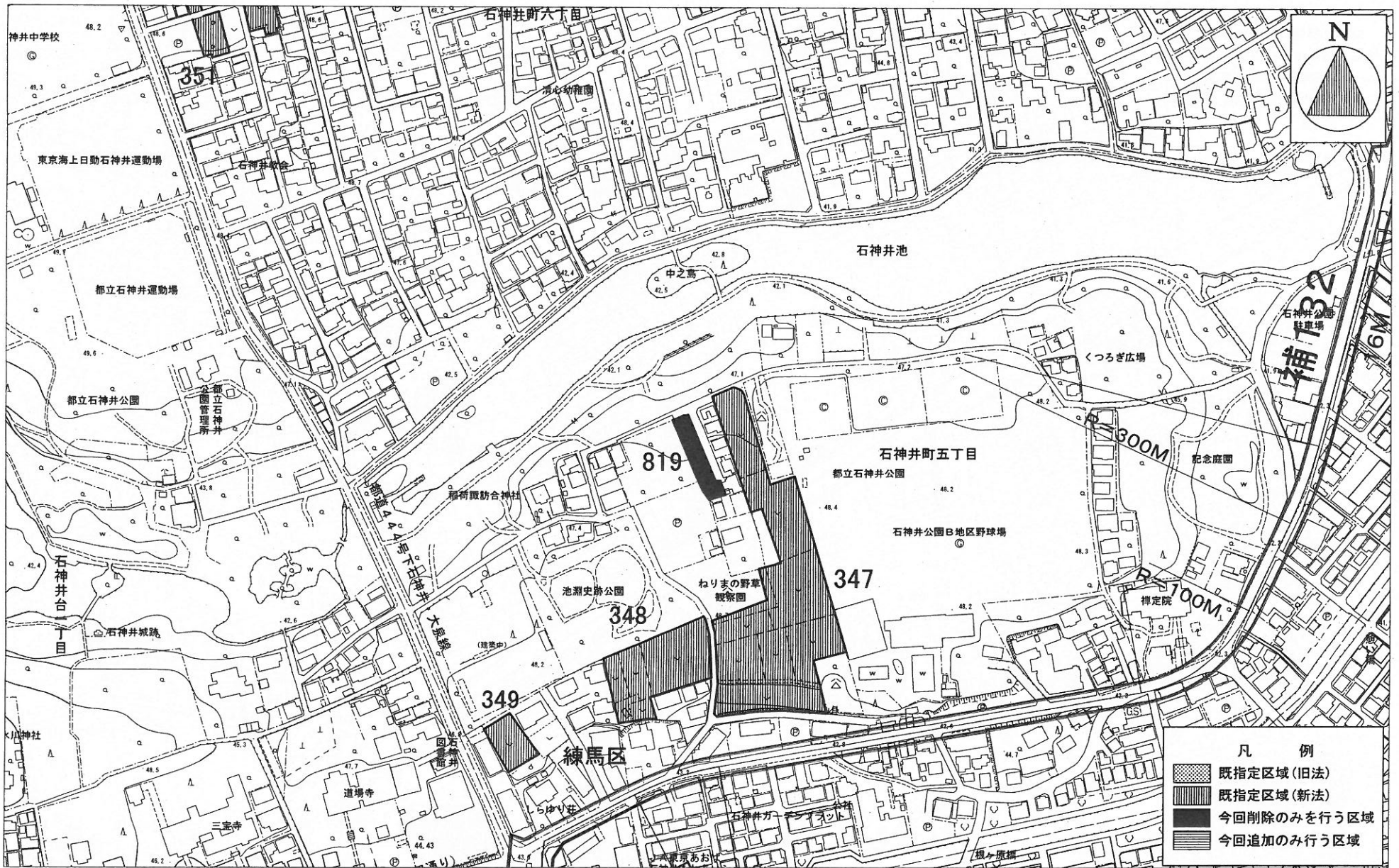
この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

0m 50m 100m

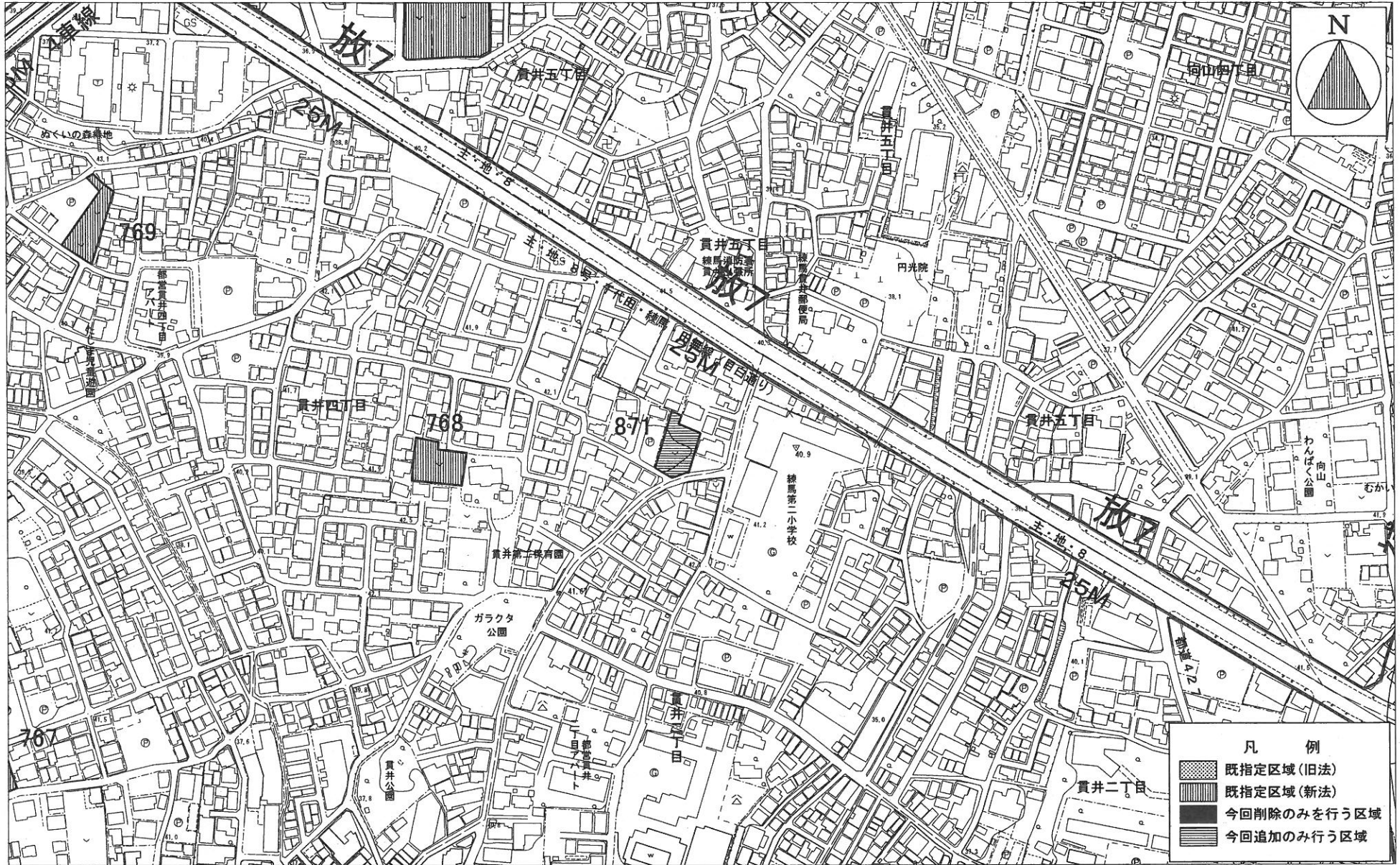


東京都都市計画生産緑地地区計画図(練馬区決定) **原案**

図面番号 練馬区 18/20 地形図番号 KD944



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基文第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

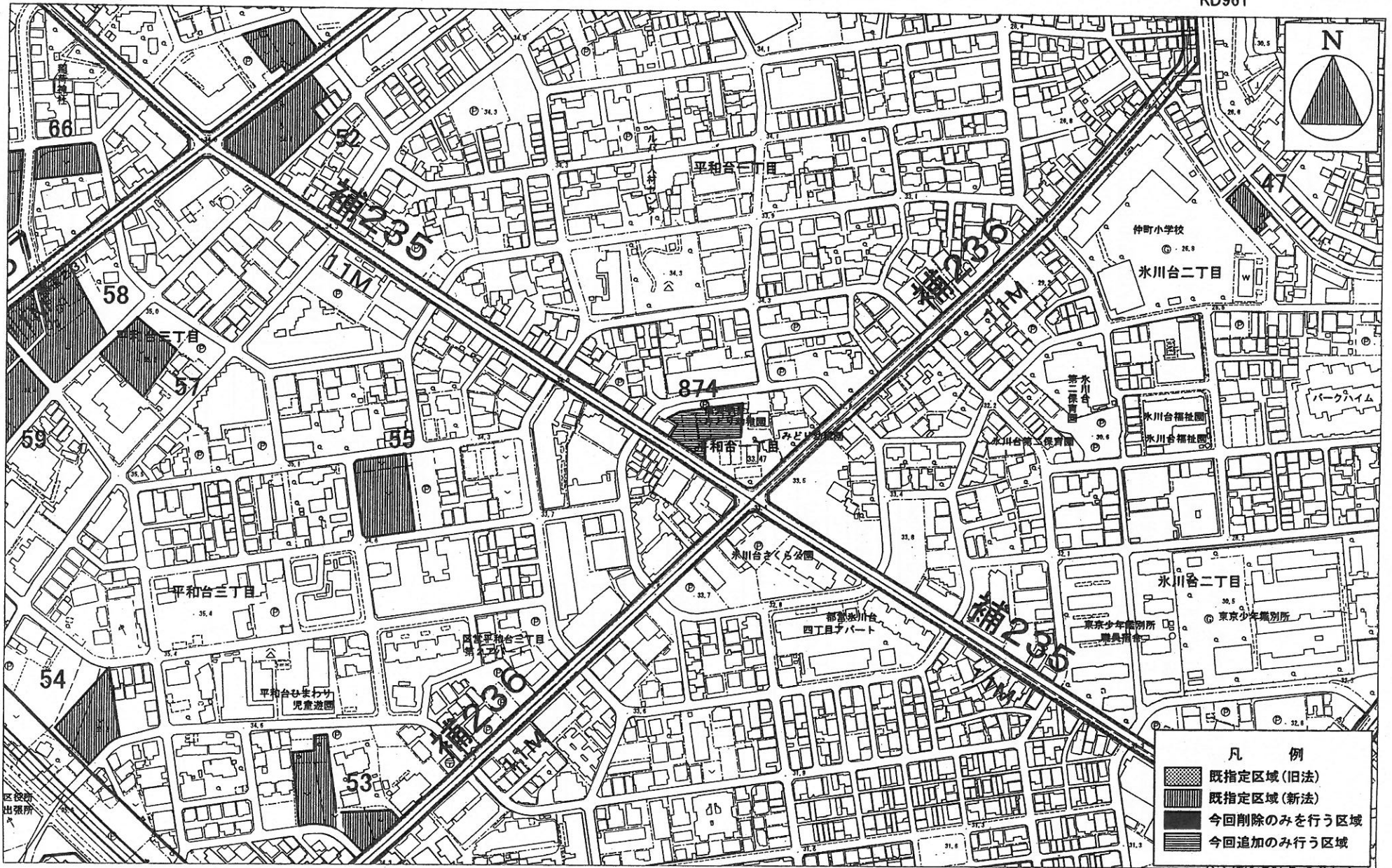


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基交第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

0m 50m 100m



33



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。  
 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである、無断複製を禁ず。  
 (承認番号)27都市基文第23号、平成27年6月5日 27都市基街第36号、平成27年6月1日  
 この背景の地形図(平成27年度版)の著作権は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が保有しています。(MMT利許第23026号-59)

0m 50m 100m

## 生産緑地法について

### 1 生産緑地法改正の背景と概要

三大都市圏の特定市の市街化区域内農地については、都市における良好な生活環境の確保を図るため、残り少ない農地を計画的に保全することが求められている。一方では、より計画的な住宅地供給を促進するため、その積極的な活用が要請されている。

このような基本的な考え方から、都市内の土地利用計画を定める都市計画によって、市街化区域内農地を「保全する農地」と「宅地化する農地」とに区分することになり、保全する農地については、生産緑地地区の指定を行い計画的な農地保全が図られるよう、生産緑地法が平成3年に改正された。この法改正を受けて、平成4年に練馬区は生産緑地地区の指定を積極的に行った。

(平成4年指定 合計 764箇所 242ha)

### 2 生産緑地地区の全体の概略の仕組み

